

# 道徳教育の充実と法教育

京都大学 土井真一

## 1. 道徳教育の充実に関する議論の状況

平成 20 年 3 月 小学校・中学校学習指導要領

「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高める」

「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」(以上、中学校学習指導要領「第3章 道徳」より)

平成 20 年 8 月～平成 21 年 9 月

子どもの徳育に関する懇談会 「子どもの徳育の充実に向けた在り方について(報告)」

平成 25 年 2 月 26 日

教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」

「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」

平成 25 年 4 月～

道徳教育の充実に関する懇談会

今後の道徳教育の充実方策についての検討

平成 25 年 6 月

自民党文部科学部会 P T

高校に新科目「公共」の導入を提言

道徳教育と法教育の関係をどのように考えるか？

## 2. 道徳と法

社会秩序を維持し、人々の行動を規律する社会規範

用語や(「権利」「義務」「責任」など)、規範の内容が共通の部分も多い(「人を殺してはならない」「盗んではならない」)。

他方、規律領域を異にしたり、規範内容が相反したりするなど共通しない部分もある。

伝統的な区別

法の外面性（外的行為の規律・結果志向）と道徳の内面性（良心の規律・動機志向）  
規範実現のための強制力の利用

道徳の多様性

個人道徳と社会道徳

自然法論と法実証主義

### 3. 道徳教育と法教育

道徳教育と法教育の共通性と補完性

個人と社会

こころ・徳・性格      行為・規範

個人の尊重と良心の自由